

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 鵜沼第3自治会連合会・緑苑自治会連合会
- 2 日 時 令和5年10月10日（火）19時00分～20時30分
- 3 場 所 鵜沼福祉センター 集会室
- 4 出席者 自治会長等 45名
市長・広報課長ほか
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことば
⑥ 市長まとめのことば
- 6 提 言 （1）広報紙の発行回数・回覧の配布回数の低減について
（2）移住・定住促進について

提言（1） 広報紙の発行回数・回覧の配付回数の低減について

<東町第3自治会長>

「市広報紙の発行回数を月2回から月1回にしていきたい。」

現在ほとんどの人はインターネットを利用しています。インターネットから様々な情報を得ています。市のホームページで広報紙の閲覧も出来ますし、イベントや健康に関する情報も得られます。自治会に加入していない人は広報紙の配布が無いのでネットから必要な情報を得ていると思います。もっとインターネットの活用を進めてもらいたいと思います。ただ、中にはインターネットにアクセスできない方も見えるため、広報紙を全てインターネットというわけにもいかないため、広報紙の発行を月2回から月1回にはしていきたい。そうすればコスト削減や省資源化が出来ます。私たちの作業も軽減されます。

他の市も月2回から1回に変更していると聞いております。一度アンケートの実施をお願いします。

次に回覧紙の配付回数の低減ですが、「緊急時以外は回覧紙の配布を月 1 回又は 2 回に決める。」ということです。

現在、市の広報紙の配布と同時に回覧紙の配布があります。その他いろいろな回覧紙が来ます。ばらばらに来ます。その回覧紙の日程からすぐに回覧に回さなくてはならないものが多いです。まとめてほしいとの意見があります。回覧紙の配布を月 1 回又は 2 回に決めていただきたい。

以上です。

<市長>

広報紙及び回覧文書を配付いただいております自治会関係者の皆様には、この場をお借りして、改めて厚く感謝申し上げます。

広報紙の発行回数につきましては、「市民の皆様にお知らせしなければならない重要な情報や、市民の皆様が必要とする情報を、きめ細かく、適切なタイミングでお知らせする」という観点から、紙及びデジタル媒体により、月に 2 回発行しています。

先ほど会長さんからアンケートを実施してほしいというお話もありましたが、すでにアンケートを実施しております。

市が実施しております読者アンケートや市民アンケートでは、広報紙の発行回数について、約 8 割の方から「ちょうどいい」または「適当である」との回答をいただいています。また、昨年度実施した自治会長アンケートでは、配付方法について、「今のまま自治会で配付した方が良い」とお答えいただいた方が 4 割強いらっしゃる一方で、「今のまま自治会で配付して良いが回数を減らしてほしい」は約 2 割、「市が配付した方が良い」も約 2 割おみえになるなど、意見が分かれております。

発行回数を減らすことは、自治会の皆様の負担軽減につながるという面もありますが、広報紙の目的である適切なタイミングでのきめ細かい情報提供が困難になるなどの懸念もございます。

また、これまでの自治会長アンケート等において、「広報紙の配付については、単なる情報提供だけではなく、地域における見守りや見回りなども含め、住民同士の交流や防災・防犯面での向上につながっている」といった声も寄せられています。

これらのことから、現時点においては、月 2 回の発行を続けてまいりたいと考えておりますが、今後も引き続き、自治会全体のご意見や、市民の皆様のご意見をお伺いしながら、発行回数や配付方法のあり方について議論を深めてまいりたいと思います。

続いて、回覧文書についてです。市からお願いしている自治会回覧は、紙面が限られる広報紙では掲載しきれない必要な情報を、できるかぎり詳しく、適切なタイミングでお知らせするためのものです。

また、その配付につきましては、緊急の工事に伴うお知らせなど特別なものを除き、原則として年度当初にお知らせしている広報紙の配付日（月 2 回）にお届けさせていただいて

おります。

広報紙や回覧による、市民の皆様への情報提供は、自治会長をはじめ役員の皆様のご協力により成り立っており、回覧に携わる方には少なからぬご負担がかかっていることは承知しております。

そのため、回覧に関する皆様のご負担を少しでも軽減できるよう、これまでも「真に必要な回覧か」、「広報紙に掲載されている事項と重複する内容でないか」、「紙媒体以外の情報発信へ切替えることを検討できないか」などを担当課で精査し、回覧文書を極力減らすよう努めてきたところです。

今後も引き続き、自治会長や役員の皆様のご負担を軽減できるよう、「慣例的に行っていないか」、また、「真に自治会で回覧をお願いする必要があるか」などのチェックを徹底し、できる限り回覧文書を減らすとともに、その配付についても広報紙に併せて回覧するよう徹底してまいります。

今後ともご理解ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

<東町第3自治会長>

市では色々と検討されていると思いましたが。回覧紙の方は市以外からも回ってきますのでその辺のところ、統一していただいて、月2回というふうに周知していただくと助かります。

<市長>

そのあたりもしっかりとチェックしてまいりますのでよろしく申し上げます。

提言(2) 移住・定住促進について(空き家バンク、育児・子育て支援の充実)

<緑苑西3丁目自治会長>

まず移住定住の促進についてですが、なぜ移住定住を取り上げたかといいますと、各務原市も高齢化が進んでいますが、緑苑地域は、特に高齢化率が高く50%近くです。というのは団地ができて45年前後でそのころ入居された人たちが同じ年代前後のため、高齢化率が高いと思います。今、空き家、売家が増えてきています。空き地もあります。将来大げさですが、限界集落ならぬ限界団地になりかねません。

というのは、20年、30年先を考えると、今の高齢者の50%の人達、今の人口の半分が20年、30年先には亡くなったり、100歳前後になると、緑苑人口が、今後急速に減少していきます。

そこで移住定住を増やす1つの案として「空き家バンク」「空き地バンク」制度を行政が設置し、全国にネットで募集かけるなどで促進する案です。

私が以前住んでいた関市では、空き家バンク制度があり、非常に力を入れています。地区で空き家が2軒出ました。

関市の空き家バンク制度を利用しましたら、京都や岐阜から移住が有りました。

空き家バンクで見学に見えた人は、三重、愛知、京都、岐阜など他県からも結構みえました。この制度は持ち主が市にお願いしますと、市が空き家バンクに登録しネットで発信して募集をかけます。現地案内も市の職員が案内説明をします。詳しいことは時間が有りませんのでカットします。自治会は何をしたかと言いますと、見学者に、このようなパンフレットを作成し、地域の特性、名所、遺跡、周辺地域の名所、遺跡、学校、道路、通信のアクセスなど、来られても安心して住めるような所である説明をしました。

各務原市もこのような制度を設けるといいと思います。10月1日のNHKスペシャルで空家の問題が報道されました。

次に育児支援・子育て支援についてです。若い世代の移住・定住には、育児支援、子育て支援を他の市よりも多く助成するということです。

たとえば、

- ・0歳～2歳の保育園・幼稚園無償化
- ・小中学校の給食費の無償化

これについては国会でも話が出ているようですが、国会で決まる前に先にやるというのがいいと思います。知名度が上がります。

- ・子ども・子育て日本一になるよう目指せば、若い世代が増えるのではないかと思います。
- ・教育にお金を使用するまちには人が集まってきます。又、交流人口を増やせば人が集まってくると思います。
- ・兵庫県明石市は、若い人の住宅関係、妊婦さん、育児、子育て、日本一を目指して、いろんな政策を実施しているのを8月にテレビで報道されました。

岐阜県では本巣市が進んでいると思います。

これらの政策を参考にして、日本一になるよう早急に実施しないと人口減少の加速が止まらないと思いますので提言いたします。

日本一になれば知名度が高くなって、そうすれば人も増えてくると思います。また、交流人口を増やすこと。交流人口を増やせば人も増えると思います。交流人口を増やすことは定住人口を増やすよりやりやすいと思います。

最後に水道の問題を早急に解決してイメージアップを図ってもらいたいと思います。

<市長>

市内の小学校区別の高齢化率を見ますと昨年度4月1日では八木山小学校区が一番高い状況でした。しかし令和5年4月1日になりますと緑苑小校区が45.24%と市内で一番高齢化率が高く、また空き家も多くなっております。

国勢調査による本市の人口は、平成22年をピークに減少に転じています。年齢3区分別人口を見ますと、0～14歳人口が減少傾向、15～64歳人口は平成7年をピークに減少へと転じ、それ以降は減少傾向が続いています。その一方で、65歳以上の人口は一貫して

増加傾向となっています。

このように、本市においても人口減少及び少子高齢化が進んでいることから、少子高齢化の対策や若い世代の定住促進を図る施策を充実させることが大切であると考えております。

そこで、本市では平成 29 年度から「各務原市シティプロモーション戦略プラン」を策定し、メインターゲットを「良好な住環境を目的に転居を希望する 20~30 歳代の結婚・出産・子育て世代」、「生活にこだわりのある人、感性豊かな暮らしを求めている人」、「東海 3 県及び都市圏に居住している人」として、様々なシティプロモーションの取組を進めております。

その一例を紹介いたしますと、移住定住相談では、総合窓口「かかみがはらオープンクラス」を設置し、専属の相談員により、本市への移住あるいは定住を検討されている方への情報提供や様々な相談に対応しております。

また、生活の基盤となる住まいの相談につきましては、市内の不動産事業者でつくる「住まい相談サポーター」を設置し対応しております。連携事業者の豊富なネットワークを最大限に活用して、移住、定住のサポートをするとともに、市内に所有する住宅用地を移住、定住希望者へ紹介いただける方の相談にも対応しています。

その他、ご提言にもありました「空家バンク制度」を令和 4 年度より開設しており、住まい探しの支援を行っています。

さらに、空き家の賃貸物件を自分好みに自由に D I Y する「D I Y 型空き家リノベーション事業」という、他市ではあまり例のない取組も行っています。空き家をライフスタイルにこだわりのある若い世代や子育て世代につなげて活用する本市独自のプロモーション事業です。

この 2 つの空き家に関する事業におけるこれまでの契約件数は 39 件で、そのうち半数近くの 19 件が市外からの移住者となっており、一定の移住促進効果があったものと考えております。

岐阜県外からというと兵庫、大阪、京都、香川、一番遠い所では福岡県からも移住が有りました。

次に、若い世代(特に子育て世代)に対する本市の取組について回答させていただきます。本市では、子育て世代など多くの人々から選ばれるまちとなることを目指し、本市の持つ様々な魅力や資源を市内外に発信しております。

都市圏等でのイベントを開催し、本市の魅力発信と P R に努めるとともに、移住定住ウェブサイト「OUR FAVORITE KAKAMIGAHARA」において、ボランティアライターとともに取材した、本市の魅力的なヒト(各務原市在住、出身の魅力のある人)・モノ(市内にある魅力あるお店や場所)・コト(市内で行われる魅力あるイベントや企画)や、子育て・教育・仕事などの市の施策についての情報を市内外に発信し、本市への興味や愛着・誇りを持っていただくことで、移住、定住を促す取組を進めております。

これまで、学びの森に代表される都市公園や、マーケット日和などの賑わい創出事業、村

国座を活用した音楽イベントなど、様々な魅力を発信してまいりました。

そして、子育て世代に対しては、暮らしやすさや子育てしやすいまちをPRするため、豊かな自然環境や買い物・移動などの便利の良さ、子育てをする親同士がつながることができる子ども館、親子が利用しやすい図書館などについて紹介しております。

また、本市には、親子サロンや子育てサークル、子ども食堂など、子育て家庭の親子が地域で安心できる居場所があり、これらは、本市に住みたいと思っただけの魅力ある資源の一つであると考えています。

これらの本市の魅力を、「各務原市シティプロモーション戦略プラン」のメインターゲットである子育て世代に対し効果的に発信することは、移住、定住の促進へ繋がるものと考えております。

ご提言にございました、0歳～2歳児の保育料に対しましては、本市では、保育所等を必要とする子育て世帯の負担軽減を目的として、今年度より国の基準のおおよそ2分の1程度になるよう、大幅な引き下げを行いました。

完全無償化等を実施している自治体があることは承知しておりますが、約7割の世帯はご家庭で保育されていることも勘案して、保育料の一部を求めることとしています。

また、市の東部地域に認可型保育所を設置していただきました。これは市が認可をして民間で運営をしていただくものですが、待機児童は特に3歳未満児が多いと聞きますがそれらの方を受け入れてもらうものです。

また、小中学校の学校給食費につきましては、学校給食法で、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担と規定されていることから、保護者の皆様に、学校給食で要する食材費のみを、ご負担いただいております。

その食材費につきまして、昨今の原油価格、物価高騰の影響が顕著なことから、昨年9月に、学校給食費の価格改定（値上げ）を決定いたしました。子育て世帯の負担軽減を図るため、保護者の皆様に納付していただく金額は据え置きとし、現在その値上げ相当額については本市が負担しております。

なお、学校給食費の無償化は、国の責任において全国一律の制度を創設する必要があるとして、この9月市議会において議論があり、各務原市議会から国に対し、学校給食無償化を求める意見書を提出することとされました。

人口減少社会において、ご提言いただいた移住、定住促進の取組は非常に重要なテーマであり、どの自治体も積極的に取り組んでおられます。明石市の政策を参考にし、とのご意見をいただきましたが、明石市を含む全国の事例も参考にしながら、有効と判断できるものは積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

安心して子供を産み、子育てをしていきたいと多くの方に実感していただけるまち、ずっとこのまちで住み続けたいと思えるまちを目指して、引き続き、本市の魅力を発信することで、市内への移住、定住に繋げるとともに、地域の更なる活性化を図ってまいります。

この移住につきましても以前からだんだん傾向が変わってまいりました。以前は首都圏

等都市圏部に住んで見えるご高齢の方々が一軒家を持ってその裏庭で家庭菜園をしたい、そういった思いで移住されるといったことが多かったのですが、最近ではそういった都市圏からも若い世代の方々がお越しになられている、というのも実情であります。そういった方々が一番見るのは何か、働くところがあるかないかという所だそうであります。各務原の有効求人倍率昨月末の時点で1.9弱と県内でも2番目に高い数字となっております。一番は多治見市になりますが、逆を取りますと市内の企業さんが非常に頑張っており逆に人材確保が難しいという観点から移住定住の促進というものは本当に重要なものであるという認識を持ってこれからもいろいろな所でアピールをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<緑苑西3丁目自治会長>

積極的にPRしていただき、今の政策をどんどん進めて行っていただきたいと思っております。

市政の説明

1. 「有機フッ素化合物への各務原市の対応について」

<市長>

市政の説明ということですが、この度、三井水源地から取水している水道水から有機フッ素化合物が検出された件につきまして、市の対応につきまして、ご説明させていただき、その後、ご質問を受けたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まずもって、市水道水から有機フッ素化合物の濃度が国の示す国の暫定目標値を超過している事案につきまして、公表が遅れたことにより、市民の皆様にご多大なご不安やご心配をおかけしたことに対して、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。現在、職員には市政情報の発信強化、並びに危機管理について、改めて徹底を図っており、引き続き私を筆頭に市役所一丸となって、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

<水道部長>

配布資料に基づきまして説明させていただきます。

有機フッ素化合物（PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア））は、泡消火剤や撥水剤などで使用されておりました。動物実験では、肝臓の機能や動物のこどもの体重減少に影響を及ぼすことが指摘されております。厚生労働省は水道水について令和2年4月1日にPFOS及びPFOAを水質管理目標設定項目に位置づけ、PFOSとPFOAの合算値で暫定目標値として50ng/L以下と決めました。

この数値は体重50kgの人が1日当たり2リットルの水を生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れない、と設定された数値です。

なお、これまで国内において、PFOS及びPFOAの摂取が主たる要因とみられる個人の

健康被害が発生したという事例は確認されていません。

次に三井水源地における PFOS 及び PFOA の数値の推移は下の表の通りとなっておりますがこれは活性炭を通す前の数値となります。

次に、三井水源地の配水区域は別紙 1「配水区域図」の水色の区域です。鶉沼第 3 及び緑苑自治会連合会につきましては、三井水源地から配水されています。

現在の取り組みについてですが、PFOS 及び PFOA の濃度を低減するため、活性炭による浄化システムの工事を進めております。

この工事について説明いたします。別紙 2 をご覧ください。

令和 5 年 8 月 7 日、有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA) の濃度を暫定目標値以下とするため、活性炭による浄化システム (第 1 期工事) の契約締結をしました。

三井水源地で水道水が出来るまでですが上の方の図をご覧ください。

井戸に設置した水中ポンプからくみ上げた地下水を、三井水源地内の曝気槽に送ります。曝気槽では水に空気を当てて、含まれている遊離炭酸を除去します。つづいて、消毒施設にて塩素による消毒を行います。こうしてできた水道水は、送水ポンプにより配水池に送り、順次ご家庭に排水します。第 1 期工事では、この曝気槽に「活性炭による有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA) 低減機能」を追加します。

工事内容としましては、三井水源地内の曝気槽 4 池 (1 号池～4 号池) を利用して<曝気槽イメージ図>のように、遊離炭酸除去補助材の一部を活性炭に置き換え、有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA) の除去機能を追加します。

曝気槽内に 4カ所ある池のうち、活性炭を設置した 1 号池、2号池と未設置の 4 号池の 3 池による運用を、令和 5 年 9 月 29 日に開始しました。この時点での PFOS・PFOA 濃度の検査結果は、活性炭をとす前が 95ng/L に対し、活性炭をとした後は 46ng/L と低減されたことを確認しております。

46ng/L という数値は国の定めた暫定目標数値 50 ng/L 以下となっております。

また、活性炭を設置した 3 号池の運用を令和 5 年 10 月 6 日に開始しました。これにより、今現在すべての水道水が活性炭を通した水道水となります。PFOS、PFOA の濃度については、検査結果が出ましたら市ウェブサイト等でお知らせします。なお残りの 4 号池は 10 月中下旬に活性炭を通した水道水を排水する予定です。これで第 1 期工事は完了します。

右下の写真は施工前後をイメージしたものです。今お話しした結果等について市ウェブサイトで公表しています。

<環境室長>

井戸の水質調査について説明いたします。別紙 3 にまとめてございます。三井水源地周辺については、県と市が協力して水質調査を行いました。

水源地から半径 500m 以内にある井戸の水質を調査し、その結果を令和 5 年 9 月 7 日に

公表いたしました。この調査におきまして、13カ所の井戸で暫定目標値超過が確認されました。それを受けて、追加調査として9月11日から暫定目標値を超過した井戸から半径500m以内の井戸の調査に着手しております。その結果につきましては近日中に公表する予定です。

また、市内全域につきましては市単独事業として市内95カ所の井戸の水質調査を9月28日に完了いたしました。この調査で、暫定目標値超過の確認されました5カ所の井戸から半径500m以内の井戸につきましては、県と連携して追加調査を10月2日に開始しております。この調査結果につきましては11月上旬までに公表する予定です。

<水道部長>

市の取り組みや観測したデータの結果については市のホームページの「水道水における有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）関連ページまとめ」というタイトルで関連ページを公表し、随時、更新しています。また、よくあるご質問については、Q&Aで掲載しています。

水道水の第1期工事はほぼ終わりましたが、今後も活性炭のモニタリングを続け、状況を確認していくと共に、検査結果を市のホームページ等で掲載してまいります。第1期工事は緊急対策として取り組んでまいりました。今後、恒久的な施設を整備するため、第2期工事で取り組んでいきます。

<八木山自治会連合会の自治会員>

時系列で行くと、

- ・令和2年11月、99ng/Lが検出されました。
 - ・令和3年5月、No.8の井戸から550ng/L検出し、水道部内の協議で井戸からの取水を停止した。
 - ・令和4年4月、水道部から初めて市長が報告を受け、市長が公表しないと決められた。
 - ・令和5年7月24日、県からの問い合わせでPFASの報告をする。
 - ・7月26日、市の水道部と井戸を所管する環境室がはじめて情報共有する。
 - ・7月28日、PFOS・PFOAを市民に公表、記者会見をする。市長は東京出張中であった。
 - ・8月15日、市の対応を全戸配布した。
- ということですが、令和2年11月のとき、市長は報告を受けていませんか。

<市長>

報告はありません。

<八木山自治会連合会の自治会員>

令和3年5月、No.8の井戸が550ng/L、10倍の数値が出ています。そして水道部内の協議で取水を停止。ここでも報告を受けていませんか。

<市長>

を受けていません。

<八木山自治会連合会の自治会員>

令和4年4月、初めて水道部から報告を受けられたということですが、どのような経緯で受けられましたか。

<市長>

それまで水道部内で、令和2年の11月に検査をして数字が出ました。他のところもまずは調べる。といった状況の報告が有り、そのときにこのような数字が出たのでどうしましょうというような話がその時に上がってまいりました。

<八木山自治会連合会の自治会員>

そこから1年5か月たっていますが、市民に公表しない、その代わりに何を優先されましたか。

<市長>

水の安全確保の方を優先しようと、そういった指示を出しております。

<八木山自治会連合会の自治会員>

7月26日に、初めて環境室に連絡が行ったそうですが、これは環境問題じゃないですか、なぜ、この時点で初めて環境室長が知るようなことになったのですか。

<水道部長>

7月26日に環境の方に相談にいきました。それまでは環境室の方に水道部から情報も提供しておりませんでした。

岐阜県の薬務水道課の方から、環境の方には伝えるべきという指導を受けましたので、環境室に話をしました。

<八木山自治会連合会の自治会員>

環境室が周りの井戸を管理していることは、水道部長はご存じでしたか。

<水道部長>

広報紙にも、1年に1回市内の井戸水の調査についてのお知らせ等もしていましたので、把握はしていました。井戸水・地下水の環境についての測定は年に1回ぐらいやっておりますので、承知はしていました。ただし、PFOS・PFOAについては、環境水質基準の項目にありません。

<八木山自治会連合会の自治会員>

東京出張と記者会見についてですが、東京出張はそれほど重い物だったのですか。

<水道部長>

東京への出張は、防衛庁への要望もありました。また、以前から相手のアポも取っておりまして、かなり上の官僚の方との面談を予定していました。県の方からの行政指導は、私が出張している最中ということで、緊急的に副市長が、代理にはなりますけれども市の方から公表すべきという指示を出し、今回の公表に至ったものです。

<八木山自治会連合会の自治会員>

午後からの予定はどうだったんですか。午後からは、航空宇宙博物館へご協力いただいた方へのお礼にいかれたと思います、そして、これからどうするかという話もされたようですが、そちらと、PFOS・PFOA どちらが大事だと思われたんですか。

<市長>

どちらも大事だと思います。

<八木山自治会連合会の自治会員>

どちらも大事ですか。もう一つ、令和4年4月思い出すことありませんか。平成31年4月、下水道料金を上げられた。14.8%です。そして、令和4年4月、さらに16.6%値上げする月でした。水道と下水道の関係でちょっと勘ぐってしまいます。

水道部に関して何か処分されましたか。

<市長>

まだ処分はしておりません。今はまず水の安定供給に努めることを最大限としておりますので、これが一定の目途がついたときに、処分を考えようと思っています。

<八木山自治会連合会の自治会員>

令和4年4月から令和5年7月の間に公表しない、対策は進めろとおっしゃったそうですが、令和5年7月28日以降に予算を組み始めたのではないですか。令和4年4月から令和5年7月まで水道部に何をどう指示されたのですか。

<市長>

先ほどから申し上げているように、水の安定供給のために、PFOS・PFOA の数値の減を目指して何が出来るのか、そういった対策をしっかりと講じろ、という指示を出しています。

その時点ではそういった指示を出し、そしてご存じの通り、全国的にも数値の高い自治体も出ておりますが、各務原市とは若干状況が違うということもご認識いただいているかと思いますが、そのような中、各務原市の現在の状況下でどのような対策ができるのかというようなことを検討・模索しなさいという指示を出しております。

前例がございませんので、今回の曝気槽による対策につきましても全国で初の試みとなっております。そういったことからいろいろなところに調査研究、指示を乞うたところですが、なかなか明快なものが無く、やっとたどり着いたのが、活性炭という状況になりました。

<八木山自治会連合会の自治会員>

沖縄の例はどのようなのですか。

<水道部長>

沖縄では、北谷浄水場でも活性炭を使っているのですが、各務原市が今やっているのは、別紙 2 で説明しましたように、上からシャワーのような形で水を活性炭に通すやり方で、これは全国で例がないというものです。

<八木山自治会連合会の自治会員>

活性炭というヒントはありましたよね。個人の健康被害は発生が無いということですが、沖縄では低体重の赤ちゃんが生まれているということを聞いているのですけれども、それは聞かれてないですか。

<水道部長>

承知しておりません。健康被害が無いというのは、環境省の出しております Q&A に基づいて説明しております。

<司会>

質問の場であり、追及の場ではありませんので、よろしくお願いします。

<八木山自治会連合会の自治会員>

体重 50kg の人が、生涯にわたり 1 日当たり 2L の水を摂取しても健康に対する有害な影響が表れないというのですが、この人は何歳なののでしょうか。

<水道部長>

これについても環境省の資料にもとづいておりますが、何歳の人ということは明記してありません。

<市長>

市といたしましてもそういったところで、返答に困るところの非常に多い案件であります。ですので、環境省あるいは厚生労働省に対しまして健康被害、色々な因果関係等につきまして早急に知見を示していただきたいという要望をつい先日、9月1日に、私が厚生労働省の水道課長、環境省では担当の局長さんに要望書を副大臣あてに出させていただいております。

先日皆さんもテレビを見られたと思いますが、私がいろいろと話をしながら、お2人の市民の方にコメントをしていただいている、そういった映像でありましたけれども、あの撮影時にそのテレビ局、アナウンサーの方には、この案件につきましては1自治体、市町村で対応できるといった内容ではないですよ。ぜひとも、国の方でしっかりとイニシアチブをとってそういったものを追求していただきたい、といったコメントを出させていただいております。そういったことから、環境省が来年度予算の概算要求で以前にも増して増額を要求し、おそらくそれは認められ、これからスピード感をもって知見をお示しいただける、そういった状況になるのではないかと考えております。

<鶴沼第3自治会連合会の自治会員A>

80歳で2人の孫がおります。先ほど市長も話された、テレビの「チャント」で見ました。PFOS・PFOAが50ng/Lを超える値を流しても健康に害が無いという見地でそのまま流し続ける、そして大石キャスターが「それに対して市民に対する対処をやらないのか。」と聞いたら市長はやらないと言われました。50ng/Lを超えても飲んでもいいよというメッセージを受けとらざるを得ないです。自分が心配なら自分で浄水器を買うなどしてやってくださいということ。びっくりしました。そこで水道部長さんにお尋ねしたい、「ストックホルム条約」をご存じですか？

<水道部長>

POPs(ポップス条約)と言われるものですね。

<鶴沼第3自治会連合会の自治会員A>

これは国連の傘下のストックホルム条約というもので、残留性の汚染物質、有機汚染物を規制するダイオキシンとかPCBとか、DDTですね、日常でも殺虫剤として、人体に及ぼす影響が悪いということで、製造したり、使用したりを禁止しています。そのストックホルム条約がPFOSについて2009年、製造と使用を原則禁止、そして2019年にPFOAに

ついても製造と使用を原則禁止しました。そして、それを受けて日本も、PFOSは2010年に、PFOAは2021年に、その製造と使用を禁止しています。

国際的にPFOS・PFOAは人体に有害な物質であるということを、私たちはしっかりとつかんでおかなければならないと思う。

それで2000年代、2010年代は、PFOSの人体に対する影響について疫学的にあまり調査が進んでいなかったが、アメリカでは調査が進んで、2016年に70ng/Lを設定して、今年の12月にPFOS・PFOAを4ng/Lつまり1桁に落としたんですよ。この物質は人体に有害な物質であるから、4ng/Lにするということは、測定限界値、これ以上計れない、つまりゼロにするということです。これがアメリカの決着です。こういう国際的な動き、ストックホルム条約にもとづいた動きを水道部長さんは理解してますか。

<水道部長>

令和5年ごろからPFOS・PFOAの情報は頭の中に入れてきました。ストックホルム条約についても、今は承知していますが、令和4年には、まだ理解していませんでした。アメリカなどの基準・目標値も徐々に厳しくなっていることも承知はしております。

また、世界保健機関が提言として、2022年にPFOSが100ng/L、PFOAが100ng/L、総体のPFASが500ng/Lと提案を出し、2023年6月までに示すということになってはいますが、今のところまだ出ていないことも承知しております。

<鶴沼第3自治会連合会の自治会員A>

国際的にストックホルム条約により、2010年と2021年に政府は禁止したわけでしょう。そういう事実を水道部長さんたちはおそらく知ってみえると思います。この前、水道の職員の方に電話でお聞きしたら、ストックホルム条約をよく知って見えました。当然、水道部長さんは、知って見えると思うわけですが、そういうものであるということをお市長さんにお伝えされましたか。ストックホルム条約ではこういうふうです。また、国際的には、こういう風に規制しているんです。ということをお伝えになりましたか。

<水道部長>

そこまでは伝えておりません。

<鶴沼第3自治会連合会の自治会員A>

これはとんでもないことだと思います。人体に有害のある、PFOS・PFOAは直ちに飲んで影響の出るものでもありません、飲み続けても健康被害はすぐ出ない。しかし、アメリカは、疫学として、集団に飲ませ続けたら、一定の割合で、腎臓がんだとか、赤ちゃんの低体重だとかそういうことが科学的に明らかになったので、4ng/Lと法的拘束力のある規制値としてやっているんです。暫定目標値ではないんです。要するにPFOS・PFOAは人体

に有害であるということです。50ng/L とかそういう問題ではないんです。

長野市は2か月〜3 か月前に2つの井戸から PFAS 値が 50ng/L を超え、その2つを止めています。その時、長野市が何をやったかということ、専門委員会を立ち上げて、新しい水道井戸をどこにするかということと、もう一つ大胆にやったことは、市として 25ng/L としたのです。

長野市は大変立派だと思います。50 ng/L を超えるような水を飲ませ続けるということは、私は尋常なことではないと思います。煙草とよく似ている。煙草を吸ったら必ず肺がんになるとは限らない。たばこを吸い続けた人の何%が肺がんになるとか、はっきりしているから、たばこは飲まないようにとか言っているわけでしょう。PFOS・PFOAによって、一定の割合で健康な人が不健康になるということは、国力を落とすことになることです。働いて幸せに暮らせる人が不健康になるんですよ。アメリカの研究では、69,000 人の血液検査をやって、その中から 10 年後に 3,500 人位の人ががんになったりするということが科学的に立証されてデュポン社が訴訟を受けて敗訴しているんですね。

そういう事実をしっかりとかみながら、市の中で共有されずに、50ng/L を超えるような水を流し続けるようなことは、僕にとっては犯罪ですよ。責任を取ってもらいたいと思います。

公表すると市民の心配をあおるからと言われますが、心配なのは公表せずに 50ng/L を超えた水を流し続ける。市民はそういう市長であることが心配なんですよ。一定の責任を取ると言っても見えますが、50ng/L 以上の水を流しているとわかったらせめて子ども、胎児のいる家庭には、無料で浄水器をつける、ペットボトルを配るなどして子どもたちに PFAS を飲ませないということを徹底すべきだと思います。50ng/L 超える水を流していることに何の痛みも感じていないという行政の態度は許せないと思う。PFAS はまだ新しく知見が無い。2020年の時点では、WHO でも基準値を設けなかった。2022、2023、今年の四月に初めて 100 ng/L、100 ng/L と。英国は PFAS を 2020年に 13,000ng/L です、けども 2023年の4月には 200 ng/L に落としている。

この物質は危険であるということが日々明らかにされている。そういう過程であることを踏まえて対処してもらわないと、私たちの子ども、特に子どもは一番影響を受けやすいんです。彼らが何年後かに一定の割合で病気になる可能性がある。これは科学的にはっきりしているんですから、もっと子どもや胎児にそのことを考えて対処してもらわないと困るんですよ。アメリカのように本当に一桁にするくらいの気持ちを持って対処していただかないと困ります。そういうことを共有されていないとしたら行政体に PFAS に対する危機感が全くないということだと思います。

子どもやせめて胎児には PFAS は飲ませない。そう思います。

自分は年だからいいけれど、子どもたちが一定の割合で病気になって、健康を崩して社会人として生きていけない人が出てくるということは、そういう視点は疫学、集団的な全体的なこと、そんな個人の飲んでも大丈夫だとか、飲み続けたら病気になるとか、そういう言

葉が出ること自体、異常だと思う。

子どもたちに PFAS を飲ませないようにしてください。

<市長>

本当にご心配をおかけしております。その心配・ご不安を払しょくするために活性炭の第1期設置工事を水道部長の方からご案内をさせていただいたところです。

活性炭を通した1号池については、86 ng/L だったのが5 ng/L になりました。第2号池につきましても、同じ装置を使っておりますので、ほぼ同じ数値が出ると思います。

次に3号池を止めて、3号池の活性炭設置工事をしており、活性炭を設置した第1号池、第2号池と活性炭未設置の4号池を通しての水で46ng/L というそういった数値まで落ちました。

現在は、4号池を止めており、先週の10月7日から配水している水は、活性炭を設置した1号池、2号池、3号池を通した水を流しており、全て活性炭を通過しており、こちらの数値が出るのが、おそらく明日、明後日位になろうかと思えます。

次に、1号池、2号池、3号池で稼働させながら、4号池の活性炭設置工事を行います。4号池の工事は、最終になりますけれども、完了が10月20日ごろになると思います。そうなりますと、全てが活性炭を通った水ということになりますので、おそらく一桁台の数値になると思います。

現時点の皆様方のご家庭に配水している水についても、今お話を申しました通り数字が出るのは明後日位ですから、今のところの1号池、2号池の検査数値から致しますと一桁台になると予想ができる状況であります。

本当に長い間ご迷惑をおかけいたし、また私の不徳の致すところでございますが、皆様方にはあらためてお詫びを申し上げますと同時に市民の皆様の信頼回復とそしてなんといっても安心して飲んでいただける、活用していただける水の供給に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

<鶴沼第3自治会連合会の自治会員 A>

私の質問に対し、それは論点になっていない。直ちにストックホルム条約等の経過を共有してほしいです。水道部長さんあなたは立場上そういったことを知って見えると思いますよ。市長に言っていないと、市長も知らなかったとこれはとんでもない話ですよ。厚生省は各企業に20年前に通達したんです。企業の責任者は言っていました。そのストックホルム条約を受けてすぐ、駐車場にあった消火器、全部 PFOS を除いたと。一企業のそういうところに行っているということは、来ているはずなんです。

厚生省も知っているんです。ストックホルム条約で製造や使用は禁止しなければならない。人体に有害である物質であるという取り組みをしているんですが、おそらく各自治体にもそれが行っていると思います。だから、そういうことを知りながら共有もされていない。市

長にもちゃんと話してない。そして隠してきた。その間、市民は基準値を超える水を飲み続けてきた。

とにかく、PFASは日々有害性が明らかになりつつある。その流れに沿って、長野市みたいに、うちは25にするんだとか、取り組んで初めて危機意識を持っているんだなと思いますけれども、基準より下がったからいいだろうとそういう狭い見地では市民に迷惑をかける。私も浄水器を付けましたランニングコストがかかるんです。浄水器を買っても7〜8,000円、カートリッジ変えても4,000円ぐらいかかる。私たちは高い水道代払わされているんですよ、こんな不景気の中で。自己責任だよ、などと無責任な発言をするのではなく、せめて子どもや胎児のいる家庭には、無料で浄水器あるいはペットボトルを配るなど、絶対に子どもたちに飲ませないというそういう姿勢で臨んでほしい。

<鶴沼第3自治会連合会の自治会員B>

臭い物には蓋をしろというコマーシャルが有りましたが、結局、市の対応は対処療法だと思うんです。なので発生源というのをちゃんと調査しないといけないと思います。発生源があるということは確実です。それは行政の責任でも何でもないので、その問題を解決しない事には、延々と活性炭をずっと使い続けなくてはいけないので、そのあたりをきちんと調査してほしいと思っています。

もう一つは血液検査ですね。体内に入ったらどういうことになっているのかということとはデータとしてすごく重要なことなので、各務原市の行政責任として検査してほしいと思っています。

<水道部長>

血液検査のことにつきましては、環境省が出しているQ&Aの運用を参考にという話になってしまうのですが、今現在どれだけの血中濃度でどれくらいの影響が有るのかということとはわからないというのが環境省のQ&Aに載っているところです。

<鶴沼第3自治会連合会の自治会員B>

市独自でやってほしいんです。環境省や厚生労働省じゃなくて。やはり私たちはPFASに恐れを持っていることは事実なので、市独自で調査することはできないんですか。

<水道部長>

これは一つの市でどうのこうのという話ではないかと思います。

<市長>

今部長が申し上げた通りという認識を持っております。

今回厚労省に、あるいは環境省の方に要望してきたところでありまして、早期に知見が示

された上では、そういった何らかの手立てを考えなければいけないと考えておりますけれども、現時点では市独自で血液検査をするというところまで至っていないというのが私の考えです。

そしてもう一つ、原因追及ですね。これについては、こちらも要望書に含めさせていただいております、全国のPFASの数値が高い所については、比較的防衛省の施設があるところから多く出ているというのが、私共でも把握している状況であります。

そんなことから、岐阜基地では、私共の依頼にしっかり応えていただいております、井戸水等々の検査についてもしっかりと対応していただいております。今後、横山室長がお話しいたしましたとおり、複数のある地点で計測をいたしましたけれども、そこが最終的にどこまでエリア的に高い数字が出るのかということ把握したうえで、環境省等にはすでに要望しておりますが、防衛省に対しましても、岐阜基地内の地質調査等の要望はしていくべきと考えております。

ただ現時点では、まだ最終的なエリア的なものが確定しておりませんので、そこを県と協力して行っているところです。県と足並みをそろえて、国の省庁へ要望して行くべきという認識で今進んでいるところです。

市政の説明

2. 「人の活躍・まちの活気 しあわせ実感かかみがはら」

市政の概要、令和5年度新規事業については、資料配布。